

○核融合科学研究所研究員宿泊施設使用規則

制 定 平成 9年7月1日 規則第7号
最終改正 平成18年11月14日

(趣旨)

第1条 核融合科学研究所(以下「研究所」という。)の研究員宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)の使用については、この規則の定めるところによる。

(使用資格)

第2条 宿泊施設を使用できる者は、研究所の共同研究者、客員研究員その他研究所長(以下「所長」という。)が適当と認めた者とする。

(使用申請)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、所定の使用許可申請書を研究所内世話人を通じ、管理部研究推進課を経由して、所長に提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 所長は、前条の申請を適当と認めたときは、当該申請者に使用許可書を交付する。

2 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、宿泊施設を使用する間は、前項の使用許可書を携帯するものとする。

(使用料)

第5条 使用者は、別に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、返付しない。

(使用許可の取消し)

第6条 所長は、宿泊施設の利用者が次の各号の一に該当するときは、宿泊施設の使用許可を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 前条に定める使用料を納入せず、督促を受けてもなお納入しないとき。

(3) その他宿泊施設の維持管理に重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火災、盗難等事故の防止に努めること。

(2) 他人に迷惑を及ぼさないこと。

(3) 施設、設備及び備品を丁寧に扱うこと。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品を破損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるものの他、宿泊施設の使用に関し必要な事項は、別に所長が定める。

附 則

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

2 核融合科学研究所共同研究者宿泊施設使用規則(平成元年規則第7号)は、平成9年6月30日をもって廃止する。

附 則 (平成 17 年規則 3 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 15 日から施行し平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 14 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。